

岡山労働局発表

令和5年8月31日

岡山労働局労働基準部賃金室

賃金室長 三村典代

賃金指導官 宮川晋太郎

電話 (086) 225-2014 (直通)

令和5年10月1日から 岡山県最低賃金932円（時間額）に改定

- 1 岡山県内の全産業、全労働者に適用される岡山県最低賃金を以下のとおり改定します。

	改定後	改定日	改定前	引上げ額	引上げ率
時間額	932円	令和5年10月1日	892円	40円	4.48%

- 2 次の賃金は、最低賃金の対象から除外されます。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ④ 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

- 3 参考

(1) 改定後の全国加重平均額は、時間額1,004円（+43円）であり、岡山県は全国24番目の金額です。

(2) 過去5年間の引上げ状況

	H30	R元	R2	R3	R4
最賃額	807円	833円	834円	862円	892円
引上げ額	26円	26円	1円	28円	30円
引上げ率	3.33%	3.22%	0.12%	3.36%	3.48%

(3) 中小企業・小規模事業者への支援

中小・小規模事業者の生産性向上、賃金を引き上げやすい環境整備の支援策として、業務改善助成金の利用勧奨等を実施しています。